

令和3年(2021年)6月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和3年6月8日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和3年6月18日(金)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	脇 俊 明	総 務 課 長	上 野 和 彦
財 政 課 長	水 谷 法 夫	危 機 管 理 課 長	長 井 裕 悟
企 画 課 長	玉 本 真 也	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福 祉 保 健 課 長	宮 地 浩
環 境 管 理 課 長	宮 本 忠 宜	農 林 水 産 課 長	岩 見 建 志
商 工 観 光 課 長	玉 津 裕 一	建 設 課 長	上ノ坊 健 二
水 道 課 長	中 村 吉 伸	海 山 総 合 支 所 長	森 岡 純 司
教 育 長	中 井 克 佳	学 校 教 育 課 長	世 古 基 樹
生 涯 学 習 課 長	井 土 誠	監 査 委 員	松 永 剛

職務の為出席者

議 会 事 務 局 長	上 野 隆 志	書 記	直 江 和 哉
書 記	久 保 有 謙	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員

2 番 田島明良	3 番 柴田洋巳
----------	----------

議 事 の 顛 末 次のとおり記載する。

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

会議に入る前に、6月16日の柴田議員の一般質問において、近澤議員から「尾上町長の答弁が反問に当たるのではないか」と議事進行がありました。議事を確認したところ、町長は自分の考えを述べたものであり、私としては、反問には当たらないと判断しましたので、ご報告申し上げます。

瀧本攻議長

それでは、会議を進めます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

議会運営上、議事日程の朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

また、本日の会議におきましては、新型コロナウイルス感染の予防の観点から、議員、執行部ともマスクの着用の許可、演台へのアクリル板の設置、休憩時の換気などを実施してまいります。

また、場内での携帯電話への持込みは十分気をつけていただきたいと思いますようお願い申し上げます。また、傍聴者におきましても、ご同様でございますので、協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

2番 田島明良君

3番 柴田洋巳君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

瀧本攻議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各常任委員長からの審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長、家崎仁行君の委員長報告を求めます。

家崎仁行君。

家崎仁行総務産業常任委員長

皆さん、おはようございます。今定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月10日、木曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8名の出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、総務課、財政課、税務課、農林水産課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案3件の審議であります。

それでは、審査の経過と結果について報告をいたします。

まず初めに、議案第48号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の審査を行いました。

委員より、施行日が令和3年9月1日とありますが、本会議では、県内の約半分の自治体が今回の定例会で上程を予定されていると聞いております。施行日は統一ですかの質疑に、

課長から、それぞれの市町の判断かと思われま。9月1日までに議会が開催される見込みがあれば、その時点で上程、間に合わない自治体は専決処分または9月定例会にて9月1日に遡及して適用する等の規定を設ける必要があると思われま。法律の適用日が9月1日でするので、全てそれに沿った施行日となりますとの答弁がありました。

また、委員より、個人番号カードの再交付手数料について、J-LISが発行主体になることですが、今後の徴収方法についてお聞きしますとの質疑に、課長より、今後はJ-LISと紀北町が委託契約を締結し、紀北町が徴収事務を行い、J-LISに手数料を支払うと聞いておりますとの答弁でした。

また、委員より、町民の生活に関係することなので、広報等にて知らせるようお願いしま。すとの質疑に、課長から、金額が変更するようなことがあればお知らせしますとの答弁がありました。

また、委員より、紀北町からJ-LISに発行主体が変更された後、個人番号カードの再発行の事務について、国から何らかの補助が出ますかとの質疑に、課長より、国の機関委任事務ですので、事務費に対して補助が出るとは聞いていますとの答弁がありました。

また、委員より、初回の個人番号カードの発行についてですが、これまでどおり費用は無料ですかとの質疑に、課長より、J-LISに発行主体が変更された後でも、初回の発行に対する徴収は行わないと聞いておりますとの答弁がありました。

また、委員より、関係法律の改正の一つである個人情報保護制度の見直しについて、現段階で分かっていることがあればお願いしますとの質疑に、課長より、今回の法改正に影響される部分について、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることにより、関係する法律に号ずれが生じること、所管が総務大臣から内閣総理大臣に変更されること、個人番号カードの発行主体がJ-LISに変更されることによる関係条例の改正となります。その他の法改正について、今回の条例改正に影響を受けるかは現時点では判明していませんとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第49号 紀北町税条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員より、セルフメディケーションの税制について、今回延長されるということですが、この税制を受けるには条件があると思いま。す。内容について町民への周知は徹底されていま。すかの質疑に、課長から、セルフメディケーションの税制については、ここ2、3年は詳し

い内容の周知は行っていませんが、今回の延長も含め周知を改めて行っていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、今回改正のセルフメディケーション税制は、令和9年度までの時限立法ですかとの質疑に、課長から、そのとおりですとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第52号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、財政課所管分については、質疑はありませんでした。

次に、農林水産課所管分について、委員より、本会議でも質疑がありましたが、事業費300万円に関して過去の実績で判断したと答弁をいただいたと思いますが、この過去の実績はどういう計算根拠かお聞きします。また、災害関係は被害が出て予算が出るというのが多いですが、この事業は被害が出る前に予算が出ています。これは予防的措置として予算が出るかのことをお聞きしますとの質疑に、課長より、平成30年度の実績が約340万円、令和元年度の実績は補助金を充当していないものもありますが、処理費用が約600万円かかりました。年によって支出額は違いますが、過去を遡ってみますと300万円程度あれば処理できると判断しました。被害が出る前に予算が出るということですが、補助金の交付の流れは、町から前年度の事業計画を県に提出して翌年度に内示をいただくということになります。その内示に基づいて、今回予算を要求し、認めていただければ、補助金の交付申請をします。その後、県からの交付決定があれば、事業着手できる状況になりますので、台風等の漂着ごみ等があれば、速やかに執行できる状況になります。補助金の支出については、実績に基づいて県から予算が支出されるということになる流れになりますとの答弁がありました。

また、委員より、300万円の枠をいただいたと判断してもいいですか。それに事業を終了したとき、実績と県の処理費がこれだけかかりましたという申請すればいいのですかとの質疑に、課長より、そのとおりですとの答弁がありました。

また、委員より、ごみ清掃ということですが、今、聞いている台風被害とか流出物が対象となっていますが、要するに海岸の保全の中での除去にはその予算は流用できないですかとの質疑に、課長より、この補助対象事業につきましては、海洋ごみの回収や処理に関する事業や、海洋ごみの発生抑制対策に係る事業ということになっていますので、主にごみの回収処理に係る事業と捉えておりますとの答弁がありました。

以上のとおり、農林水産課所管分についての質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、質疑に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託されました3案件についての審査と経過の結果報告については、全て報告をさせていただきました。

以上、これで終わります。

瀧本攻議長

次に、教育民生常任委員長、近澤チヅル君。

近澤チヅル教育民生常任委員長

おはようございます。それでは、令和3年6月定例会教育民生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

今定例会におきまして、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず初めに、今定例会に付託されました案件につき、6月9日、水曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8名、全員出席の下で開催いたしました。

説明のための出席者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、生涯学習課の各課長及び職員でありました。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案3件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず初めに、議案第50号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

その内容は、今回の条例改正は、租税特別措置法の改正の内容を国民健康保険にも適用するための改正であり、都市計画区内にある利用の低い土地を売買した場合に、売買価格から税と同じ特別控除が適用されますということでした。

質疑を終わり、討論に入り、討論もなく、採決に入りました。全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第51号 塵芥車購入契約の締結についての審査を行いました。

車両は現在の仕様と原則的には同じもので、審査の内容ですね。車両は、仕様などは原則

的に同じもので、落札率が低い、赤字であるかどうかの把握はしていないということで、最低価格の設定もしていないということでした。

入札参加者は2者、入札は落札率ではなく、最低価格で落札者を決定したという報告がありました。

また、現有車両は、紀伊長島リサイクルセンターには2台、それぞれ12年と13年が経過している。海山リサイクルセンターには3台あり、それぞれ12年と13年、21年が経過しており、そのうち1台が予備車となっている。

それぞれのリサイクルセンターに1台ずつ予備車を配車したいと考えているので、入替車両等は納車後に車両の状況を見て決めていきたい。

また、予備車両については、故障などによりいつ必要になるか分からないので、車検も受けて使える状態にしておきたいという内容でした。

見積りについては、メーカー1社より当町の使用に合わせた架装などを見積りを取り計上した。入札執行の際には複数のメーカーの参加が見込まれる仕様としており、実際に複数メーカーが参加いたしました。

長く使用していると故障や摩耗などの修繕費も増加してくることから、現状を見ながら随時更新していきたい。

納期については、設計時に見積り徴収した際に、メーカーから基準的な納期を確認した上で決定していますという内容でした。

質疑を終わり、討論に入り、討論もなく、採決に入りました。全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続きまして、議案第52号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

まず初めに、福祉保健課所管分については、課長から、説明がありました。

子育て生活支援特別給付金事業1,250万円です。

事業目的は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得者の子育て世帯は、心身ともに特に大きな困難を抱えているとともに、失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計への経常収支は大きく悪化していることを踏まえ、低所得者の子育て世帯を見舞う観点から、特別給付金を支給するものです。

支給額は、児童1人当たり5万円、対象者は、令和3年3月31日時点で18歳未満の児童、障がい児の場合は20歳未満を養育する父母等、令和3年度住民税均等割が非課税の方、また令和3年1月1日以降の収入が急変し住民非課税相当の収入となった方の両方に当てはまる。

また、支給対象児童については、平成15年4月2日から令和3年3月31日生まれの児童、障がい児は平成13年4月2日生まれ以降の児童、また、令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生まれる児童も対象となるという説明を受け、質疑に入りました。

給付の方法は、現在、児童手当の支給を受けている方は、令和3年度の住民税情報と電算システムで連携することで非課税かどうかの判定を行うもので、申請は不要。

それ以外の高校生や障がいのある20歳未満の方は、申請は必要とのことでした。

また、対象者の人数については、受給者名簿により前年度所得での判定や、システムによるという回答もありました。

児童手当については、世帯ではなく人数での支給になるため、世帯数は把握していないという説明でした。

また、予算が不足した場合は、財源が全額、国庫補助金、補正予算で対応をお願いすることになる。

また、申請が不要となる方への支給時期は、7月下旬を目指している。申請が必要な方については、申請後に審査を得て順次支給していきたいと考えている。

補正予算成立後の広報きほく8月号に載せていきたいという。

以上の審査を行いました。

以上のとおり、福祉保健課所管についての質疑を終了いたしました。

また、次に生涯学習課所管分について審議に入りました。

課長から、83万1,000円は調査研究委託料、世界遺産熊野古道ツヅラト峠で古道の路肩部分の法面にある野面乱断層積みの石積みが3月末ごろ、長さ2m、高さが3m、面積6㎡の規模で崩落していると保存会から連絡があり、町が確認後4月中旬に三重県の文化財保護課と現地確認を行い復興に向けての協議を行った。

世界遺産の建造物の復興は、現状変更の届出を行い、復興に向かい、復興後は報告書を策定するとのこと。また、今回の委託料は、現状変更を申請し復興するための測量作業と図化作業の委託料ですという詳しい説明がありました。

そして、その後、質疑に入りました。

審査の内容は、契約までは1か月程度がかかる。その後、復興方法を県・国と調整して作

業を進める。現状は景観に配慮するためにグリーンシートを設置し、崩落箇所については、これ以上崩落などの危険がないように、また、通行については、柵とロープを張り、危険箇所を表示し通行に影響がないようにしている。

また50万円、その他の財源の内容は、東紀州地域振興公社の熊野古道保全整備事業補助金を活用。

この補助金は、世界遺産の熊野古道伊勢路の保存・保全・維持管理及び来訪者の安全と利便性の向上のための補助金で、東紀州振興公社が各企業から保全に貢献する趣旨の寄附金を財源としている。東紀州振興公社の補助金であるという説明がありました。

また、場所については、平成25年ごろ崩落した野面乱層積みの箇所が崩落しているが、その箇所と同じ場所だということでした。

大紀町側から約920m付近の野面乱層積みで、熊野古道の路肩になるのでコアゾーンになる。

復興方法については、三重県と相談して現状と同様に崩落した石や付近の石を使って復興する。

修復費用が200万円を超える場合は、国の補助を申請できるような事業があるので、それらも考慮しながら復興していきたいという内容でした。

以上で、生涯学習所管部分について質疑を終了いたしました。

以上で、この議案第52号の本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入りました。全員賛成。

本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました3案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

瀧本攻議長

これで各常任委員長からの報告を終わります。

瀧本攻議長

続いて、各常任委員長に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を行います。
議案第48号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の質疑を行います。
質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。
次に、議案第49号 紀北町税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。
質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。
続いて、議案第52号 令和3年度紀北町一般会計補正予算(第4号)の総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。
質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。
これで総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。
続いて、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長の報告に対する質疑を行います。
議案第50号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。
質疑される方いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。
次に、議案第51号 塵芥車購入契約の締結についての質疑を行います。
質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

続いて、議案第52号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会に係る案件についての委員長の報告に対する質疑を終了いたします。

日程第3

瀧本攻議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第48号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

おはようございます。続きまして、議案第48号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の反対討論を行います。

本条例では、記号が変わるだけで変更や影響はないという説明を受けました。しかし、この条例の基になっている国の考えは大きく変わりました。私は何よりも、マイナンバーカードの制度については、ずっと不信は持っております。マイナンバーカードによって国民を一括管理することで、そのために今よりももっとマイナンバーを利用してよい部分を推進し進める必要があり、実際にマイナンバーカードを発行すると便利になることや、町民にと

ってはよい部分がたくさんあり、そこも強調されているように思います。

でも、私は今回の条例でも個人情報の定義を国基準にするという部分もあります、また国のほうでは国と各自治体で、そして民間も含めて定義をすることができるというふうになっております。これは簡単に言えば、国がこのような運営をしたいという意思があれば、その運用に必要な情報を定義して使うことができるということで、これまで地方自治体で大事に管理された情報が国の基準のそのとおりになってしまうという思いがあります。事実だと思います。

つまり、地方自治体の在り方を無視して、国の在り方を押しつけてくる可能性が大いにある、強くなると私は思い、情報を使いたいほうが好きなように利用できるのではないかと、また情報を管理する側が暴走すれば、それを止めるすべがなくなってしまうということも意味しております。マイナンバー制度をますます危険にするデジタル改革法案に関する制度を押し進めることについては、国の方針がかなり具体化して、それによる条例の改正で今回到底賛成はできません。

以上、私の討論とさせていただきます。

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第3 議案第48号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4

瀧本攻議長

次に、日程第4 議案第49号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第49号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

瀧本攻議長

次に、日程第5 議案第50号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とい

たします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りをいたします。

日程第5 議案第50号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

瀧本攻議長

次に、日程第6 議案第51号 塵芥車購入契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第51号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7

瀧本攻議長

次に、日程第7 議案第52号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第52号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

瀧本攻議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月8日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議いただき、上程いたしました案件につきまして、原案どおりご可決を賜り、誠にありがとうございました。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました意見、ご指摘につきましては、その対応に留意しながら町政運営に当たってまいります。

さて、間もなく7月となり、例年でございますと、紀北町の夏の風物詩でもあります夏の三大祭りが開催されるところでございますが、今年も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全てが中止となり、寂しい夏を迎えることを非常に残念に思っているところでございます。

国内におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束はいまだ見通せる状態にはありませんが、積極的にワクチンの接種が進められており、その効果に期待をしているところでございます。

紀北町におきましても、接種を希望される町民の皆様が一日も早く接種を完了していただけるよう努力してまいり所存でございます。

最後になりますが、これからコロナ禍での2回目の夏を迎えることとなり、マスク着用の中で体調管理が大変難しくなってまいります。議員の皆様、住民の皆様におかれましては、熱中症など健康には十分ご留意され、ますますのご活躍をいただきますようご祈念を申し上げ

げまして、議会定例会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。
誠にありがとうございました。

瀧本攻議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和3年6月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午前 10時 10分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3 年 9 月 7 日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 田島明良

紀北町議会議員 柴田洋巳